

を保障するうえで、選択教科や部活動が重要な位置を占めている。しかしながら、小規模で教職員が少なければ、十分な選択肢が準備できないという明らかな課題がある。教職員の設置は学級数に応じて行われるが、中学校においては、1学年2学級以下になると、教科によっては、免許外教員が非常勤講師が対応することになる。免許外教員が授業をするとの問題もあるが、非常勤講師の時間的制約は、時間割編成にも影響を及ぼすと共に、放課後などを使った指導もむずかしく、教育活動に十分関われないという問題もある。学年や同一教科に複数の教職員がいることは、教育実践や教育研究を進める上で、発想がより豊かになり、相互協力が得られるなど大きな力を発揮することにつながる。小規模校では校務分掌も1人が多くを抱えることになり、その役割を十分にこなせないこともある。また、仕事の引継ぎもむずかしく、一人の教職員の転勤によって校務が滞る恐れもある。従って、一定以上の教職員の確保は教育指導・学校運営の充実に不可欠

欠であるといえる。以上の学校統合諮問委員会の考えは当時のPTAの意見が多く取り入れられており、また、現在のPTAも承知し納得をしているところです。主な請願理由は以上ですが、因南地区の教育環境向上のため次の事項を要望します。

1. 子ども達にとって理想の教育環境が整うように、現在尾道市が計画している「仮称 因南学園」の建設、設立をPTAとの十分な意見交換をしながら爾々と推進すること。

尾道市門田町57-12  
尾道市PTA連合会会長  
宇根本 茂 外15人

市域内のしまなみ海道の通行料金の負担軽減を求める請願書  
 昨年の合併以降、新尾道市内におけるしまなみ海道の通行料金の負担は、新たに新尾道市民となった因島、瀬戸田地域の住民はもちろん、旧尾道市の住民にとっても、新市の一体感を醸成する上で大きな障害となっています。市域のしまなみ海道は生活橋であり、それに負担が生じることが、そうした地域の住民に疎

外感をもたらしかねません。また、通行料金の負担が、新市の人的交流を阻害する要因ともなっています。よって、すみやかなる新尾道市の一体感を醸成と、しまなみ海道の生活橋としての利便性向上に資する、市域内のしまなみ海道通行料の負担軽減策について、特段のご配慮をいただきますよう次の事項を請願いたします。

1. しまなみ海道の通行料金引き下げについて、関係機関にさらなる要請をすること。
2. 市の独自策として、市民に対する通行料補助制度を創設すること。

尾道市因島中庄町2394番地2  
田頭 忠行 外6人

因島大橋・生口橋の通行料金軽減策等を求める請願書(不採択)  
 業者婦人の健康と営業を守り、地位向上をはかる施策の充実及び「所得税法56条の廃止」を求める意見書提出を求める請願書(不採択)



## 議会に対して請願(陳情)を提出することができます

請願は、住民が議会に対し住民の要望を反映させようとするものです。議会では、請願の実情を調査するなどして慎重に審議し、採択・不採択を決定します。議会で採択した請願は、執行機関などに送付してその実現を求めることにしています。

また、議会に対して陳情することもできます。

請願・陳情の作成・提出方法

請願・陳情書の様式は特に決まっていますが、次の書式例等を参考に作成してください。

件名、要旨は、日本語を用いた文書で作成してください。提出年月日、請願(陳情)者の住所、名前(法人の場合は、その名称および代表者名)を記載し、押印してください。(提出する人が複数の場合には、ほか 人と記入して署名簿を添付するか、連署してください。)

請願書には、その表紙に紹介議員1人以上の署名または記名押印が必要ですが、陳情書には紹介議員は必要ありません。

請願・陳情書は、いつでも受け付けますが、請願は、各定例会の開会日の3日前までに提出されたものを当該定例会で審査します。

陳情は、閉会日の前日までに提出されたものを議長が報告します。

書式例

【表紙】

【内容】

<p>請 願 書 (陳情書)</p>	<p>件名 要旨</p>
<p>紹介議員 名前 (署名または記名押印)</p>	<p>年月日 請願者 住所・名前 印 尾道市議会議長様</p>

\* 本会議や委員会を傍聴してみませんか。

傍聴は、住所、名前、年齢を記入するだけで、誰でもできます。傍聴席は本会議48席、委員会10席程度です。傍聴を希望する人は、当日、市役所5階の議会事務局までお越しください。

\* 尾道市議会のホームページを開設しています。

会議録の閲覧も可能です。どのような課題が審議され取り組みが行われているか、ぜひご覧ください。

<http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/gikai/gikaiindex.html>

問い合わせ先 議会事務局(☎0848-7371)



**Q** 市税の納付を口座振替にしていますが、残高不足で振替できませんでした。再度引き落としができますか？

**A** 再度の引き落としはできません。お手数ですが、振替できなかったものについては、後日納付書をお送りしますので、金融機関等で納付してください。

問い合わせ先 収納課収納管理係 ☎0848②57172)

**Q** 今年度は市・県民税が大きく変わると聞きましたが、どのように変わりますか？

**A** 平成19年度の市・県民税額については、次のとおり税源移譲やその他の税制改正により、前年度と収入がほとんど同じ人でも税額が大きく変わります。ご理解をお願いします。

**税源移譲**

地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(市・県民税)へ税源が移譲されます。

ほとんどの人は、所得税が減り、これに相当する分について市・県民税が増えることとなります。

税源の移し替えなので、両方を合わせた税負担はこれまでと変わりません。

その他(上記以外で市・県民税額が増える要因)

【定率減税の廃止】

平成11年度から景気対策として実施されていた定率減税が廃止になります。

【老年者の非課税措置の廃止】

平成17年1月1日現在、65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人に適用されていた非課税措置が廃止されました。

なお、平成19年度は税額を3分の2に減額する経過措置がとられます。

**【ひろしまの森づくり県民税の創設】**

県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進するために創設されました。

平成19年度から平成23年度まで、県民税の均等割1,000円に500円を加算して課税されます。

平成19年度 市・県民税納税通知書(個人納付書)は、6月中旬に送付予定です。

平成19年度の納期限は次のとおりです。

- 第1期 7月2日(月)
- 第2期 8月31日(金)
- 第3期 10月31日(水)
- 第4期 2008年1月31日(木)



問い合わせ先

市民税課 ☎0848②57154)

因島瀬戸田税務課 ☎0845②6227)



## 児童手当の手続きはお済みですか？



現在、児童手当は小学校修了前までの児童を養育している人で、所得が所得制限限度額未満の場合に支給されています。

今まで所得オーバーで受給できなかった人も、6月分の支給から審査対象となる所得年が変わりますので、受給できる場合があります。

6月分の手当から受給するためには、5月中旬に申請手続きをしていただく必要がありますので、すぐ子育て支援課または各支所で手続きをしてください。(公務員は勤務先で手続きしてください。)

現在、児童手当を受給している人は、6月に「現況届」を送りますので手続きをしてください。

**受給できる人** 小学校修了前までの児童を養育している人で、前年(1月から5月までの手当については前々年)の所得が所得制限限度額未満の場合

**支給額(月額)**

3歳未満：一律10,000円

3歳到達後の翌月から：第1子・第2子 5,000円  
第3子以降 10,000円

**支給期間** 認定請求した月の翌月分から開始(一部特例があります。)され、支給事由の消滅した月分で終わります。毎年2月、6月、10月にそれぞれの月の前月分までが支給されます。支払日は15日です。(休日の場合は翌営業日)

問い合わせ先 子育て支援課 ☎0848②57113)